

さいたま市契約公報 第 1 7 号 令和 8 年 9 月 1 5 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
---	---

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）

- 市民会館うらわ什器等…………… 1
- 令和 9 年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字封入封緘業務…… 5

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市書かない窓口システム用標準化対応基幹系端末等賃貸借…………… 9
- ・災害対応特殊救急自動車…………… 9
- ・災害対応特殊消防ポンプ自動車…………… 1 0
- ・災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車…………… 1 0
- ・教職員用端末購入…………… 1 0
- ・市民会館うらわ舞台照明備品…………… 1 0
- ・さいたま市ジェネティックアナライザシステム賃貸借…………… 1 0
- ・さいたま市桜区役所構内通話録音装置賃貸借…………… 1 0

競争入札参加資格審査に関する告示（1 件）

- 令和 7・8 年度競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果…………… 1 0

一般競争入札の告示（3 件）

- 遺伝子増幅装置…………… 1 1
- さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務…………… 1 4
- さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務…………… 1 7

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 1 0 8 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

市民会館うらわ什器等一式

(2) 納入場所

さいたま市民会館うらわ（さいたま市浦和区高砂 1 丁目 1 0 番 1 号）

浦和カルエ（3 階・4 階）

(3) 特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和 9 年 2 月 2 6 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目「家具」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 8 年 1 0 月 1 日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

- (1) 交付期間

公告の日から令和 8 年 1 0 月 9 日（金）まで

- (2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年10月9日（金）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年10月19日（月）及び令和8年10月20日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年10月29日（木）午前8時30分から令和8年11月2日（月）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月4日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市西会議棟 1 階第 1 入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 15 年さいたま市制定）第 16 条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

エ 受付期間

公告の日から令和 8 年 10 月 1 日（木）まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

1 0 Summary

(1) Contract for tender:

Full set of furnishings for the Urawa Civic Hall

(2) Date and time of tender:

From October 29, 2026, 8:30 a.m. to November 2, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

November 4, 2026, 2:00 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第 1 0 9 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 9 年度さいたま市後期高齢者医療保険料通知書等印字封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「印刷」、営業品目（大分類）「印刷（製本含む）」及び業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「封入及び封かん業務」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7 ・ 8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 8 年 9 月 2 5 日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO／IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (7) 令和６年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、１回の履行件数が１８万件以上の印字封入封緘業務（Pay-easy 納付に対応した納付書の作成、スマートフォン決済・コンビニエンスストア納付に対応したバーコード作成及び印刷を含む。）の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- (8) 本業務の受託にあたって下記に掲げる必要な技術及び設備をすべて備えていること。
 - ア 封入封緘機による機械封入封緘及び内容物の照合が可能であること。
 - イ 個人情報が入字された３種類の帳票を名寄せできる機能を備えた封入封緘機を有していること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和８年１０月５日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年10月5日（月）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課 担当 高齢者医療係 電話 048（829）1278

(2) 交付日時

令和8年10月13日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年10月13日（火）午前8時30分から令和8年10月26日（月）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 送付先

6(1)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月28日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第17条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課
電話 048（829）1252 FAX 048（829）1961

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課
電話 048（829）1278 FAX 048（829）1938

8 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

エ 受付期間

公告の日から令和8年9月25日(金)まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Contract for tender:

Services involving the printing, enclosing, and sealing of envelopes for the FY2027 'Medical Insurance for the Elderly' tax notices, etc.

- (2) Date and time of tender:

From October 13, 2026, 8:30 a.m. to October 26, 2026, 5:00 p.m.

- (3) Date and time of bid opening:

October 28, 2026, 10:00 a.m.

- (4) Contact point for the notice:

National Health Insurance and Pension Division, Department of Social Welfare, Welfare Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1278 Fax: 048-829-1938

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告(調達)第110号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年9月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人の場合はその名称及び所在地) ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①110-1 ②さいたま市書かない窓口システム用標準化対応基幹系端末等賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年8月10日 ⑤FLCS株式会社関東信越支店 支店長 山勢太郎 さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20 ⑥118,773,600円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年6月30日さいたま市公告(調達)第87号

①110-2 ②災害対応特殊救急自動車 1台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま

市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 8 年 7 月 16 日 ⑤埼玉トヨタ自動車株式会社新車特販部 部長
田部井卓 さいたま市中央区下落合 6-1-18 ⑥43,659,000 円 ⑦一般競争入札 ⑧
令和 8 年 6 月 1 日さいたま市公告（調達）第 74 号

①110-3 ②災害対応特殊消防ポンプ自動車 1 台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さい
たま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 8 年 7 月 15 日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 岡本
直彦 東京都港区芝 5-36-7 三田ベルジュビル 19 階 ⑥63,635,000 円 ⑦一般競
争入札 ⑧令和 8 年 6 月 1 日さいたま市公告（調達）第 75 号

①110-4 ②災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 台 ③さいたま市財政局契約管理部調達
課 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 8 年 7 月 15 日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長
岡本直彦 東京都港区芝 5-36-7 三田ベルジュビル 19 階 ⑥73,513,000 円 ⑦一
般競争入札 ⑧令和 8 年 6 月 1 日さいたま市公告（調達）第 76 号

①110-5 ②教職員用端末購入 7,400 台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さい
たま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 8 年 7 月 22 日 ⑤株式会社内田洋行営業支援統括グループ 取
締役常務執行役員営業支援統括グループ統括 小柳諭司 東京都江東区東陽 2-3-25 ⑥1,2
07,800,000 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 8 年 6 月 1 日さいたま市公告（調達）第 77 号

①110-6 ②市民会館うらわ舞台照明備品 一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さい
たま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 8 年 8 月 12 日 ⑤株式会社松村電機製作所東京支店 支店長
宮寺正幸 東京都台東区池之端 2-7-17 井門池之端ビル ⑥60,500,000 円 ⑦一般
競争入札 ⑧令和 8 年 6 月 30 日さいたま市公告（調達）第 88 号

①110-7 ②さいたま市ジェネティックアナライザシステム賃貸借 一式 ③さいたま市保健衛
生局健康科学研究センター保健科学課 さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 ④令和 8 年 7 月 23 日
⑤三菱HCキャピタル株式会社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内 1-5-1 ⑥59
7,707 円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和 8 年 6 月 1 日さいたま市公告（調達）第 79 号

①110-8 ②さいたま市桜区役所構内通話録音装置賃貸借 一式 ③さいたま市桜区役所区民生
活部総務課 さいたま市桜区道場 4-3-1 ④令和 8 年 7 月 30 日 ⑤三菱HCキャピタル株式会
社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内 1-5-1 ⑥577,390 円（月額） ⑦一般
競争入札 ⑧令和 8 年 6 月 15 日さいたま市公告（調達）第 85 号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第 1422 号

さいたま市水道局告示第 125 号

令和 7・8 年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付

の審査結果について、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

競争入札参加有資格者数（令和 8 年 9 月 1 日名簿新規登載分）

	市内	県内	県外	合計
物品等	4	7	3 5	4 6

※主たる営業所の所在地による

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第 1 4 7 5 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

遺伝子増幅装置

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷 7 丁目 5 番 1 2 号 3 階

さいたま市健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目「理化学機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和８年９月２９日（火）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和８年９月２９日（火）午後５時１５分まで

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局契約管理部調達課

担当　物品契約係　電話　０４８（８２９）１１８１

(2) 交付日時

令和８年１０月５日（月）及び令和８年１０月６日（火）午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年10月16日（金）午前8時30分から令和8年10月20日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月21日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 4 5 5 号

さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等就業支援講習会事業業務

(2) 履行場所

業務委託先

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 3 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「電算業務」、営業品目「その他の電算業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 告示の日から過去２年の間、国又は地方公共団体において、パソコン教室、就業支援セミナー及びその他同様の事業について、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載するほか、本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課
担当　手当係　電話　０４８（８２９）１２７０

(2) 交付期間

告示の日から令和８年９月２８日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

４(2)に同じ

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

４(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、5 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 1 0 月 5 日（月）から令和 8 年 1 0 月 6 日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 担当 手当係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

(4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

電話 048 (829) 1909 FAX 048 (829) 1960

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課

電話 048 (829) 1270 FAX 048 (829) 1960

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1456 号

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務

(2) 履行場所

業務委託先

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 23 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「電算業務」、営業品目「その他の電算業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 告示の日から過去 2 年の間、国又は地方公共団体において、医療事務講座及びその他同様の事業について、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載するほか、本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課
担当 手当係 電話 048（829）1270

(2) 交付期間

告示の日から令和 8 年 9 月 2 8 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

4(2)に同じ

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年10月2日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月6日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 担当 手当係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月7日（水）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

(4) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

電話 048（829）1909 FAX 048（829）1960

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課

電話 048（829）1270 FAX 048（829）1960

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。